

横浜市

鶴見駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

目 次

1. 基本構想策定の背景と目的	1
2. 鶴見駅周辺の概況.....	3
2-1. 位置及び特性.....	3
2-2. 人口	4
2-3. 公共交通機関.....	5
(1) 鉄道.....	5
(2) バス.....	5
2-4. 施設の分布状況	6
2-5. まちづくりの方向	8
2-6. 関連プロジェクト	9
(1) 鶴見駅周辺のまちづくり	9
(2) 豊岡商店街のまちづくり	9
(3) 東西自由通路のエレベーター設置.....	9
3. まち歩き点検ワークショップの概要.....	13
(1) 目的	13
(2) 実施概要	13
(3) 指摘事項のまとめ	13
4. 重点整備地区の設定	19
4-1. 重点整備地区の区域の設定	19
(1) 基本的な考え方	19
(2) 鶴見駅周辺地区の区域の設定	19
4-2. バリアフリー化を図る経路	23
(1) 基本的な考え方	23
(2) 鶴見駅周辺地区のバリアフリー化を図る経路の設定	23
4-3. 重点整備地区の現状と課題	31
(1) 特定旅客施設	32
(2) バリアフリー化を図る経路	34

5. 鶴見駅周辺地区のバリアフリー化のための事業.....	41
5-1. 事業の基本的な考え方	41
(1) 鉄道駅のバリアフリー化	41
(2) 道路等のバリアフリー化	42
(3) 交通安全施設等のバリアフリー化	43
(4) バスのバリアフリー化	43
5-2. 特定事業及びその他の事業	47
(1) 公共交通特定事業	48
(2) 道路特定事業	50
(3) 交通安全特定事業	53
(4) その他の事業	54
6. 基本構想策定後の事業推進にあたって	57
(1) 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施	57
(2) 進捗状況および事業内容の広報	57
資料編.....	59

1. 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の活動に参加することが出来る福祉のまちづくりを進めるために、平成9年3月に「福祉のまちづくり条例」を制定し、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、さまざまな取組を進めてきた。

また、平成12年11月から「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が施行され、市町村が主体となって、一定規模以上の旅客施設を中心とした地区を対象に、重点的・一体的にバリアフリー化を進めるための基本的な計画である「基本構想」を作成することが出来ると定められた。

さらに、本市においては、平成14年度から平成18年度までの5カ年間で計画期間とした「横浜市中期政策プラン」が、「民の力が存分に発揮される都市・横浜」の実現を基本目標に、市政運営における政策面での基本的な指針とするために平成14年12月に策定された。このプランにおける重点戦略の一つである「地域でつくる魅力あるまち」において、「安全で便利な地域の生活環境の形成」が掲げられ、まちのバリアフリー化を推進することが規定されている。

これらをふまえ、横浜市の副都心であり、鶴見区の中心に位置し、業務、商業、公共施設や福祉、医療施設が集積しているJR鶴見駅・京急鶴見駅周辺地区を対象として、移動円滑化基本構想を策定する。

具体的には、鶴見駅を中心とする徒歩圏について重点整備地区を設定し、駅から公的施設等までの円滑な移動を実現し、移動の利便性および安全性の向上を促進することを目的とする。

2. 鶴見駅周辺の概況

2-1. 位置及び特性

鶴見駅周辺は、横浜市北東部に位置する鶴見区のほぼ中央部にある。南北方向に、JR、京浜急行、国道 15 号といった東京と横浜都心を結ぶ鉄道や幹線道路が通っている。また、商業・業務施設や公共公益施設が集中しており、鶴見区の中心拠点であるとともに、横浜市内 5 つの副都心の 1 つに位置づけられている。

図 2-1-1 鶴見区の位置

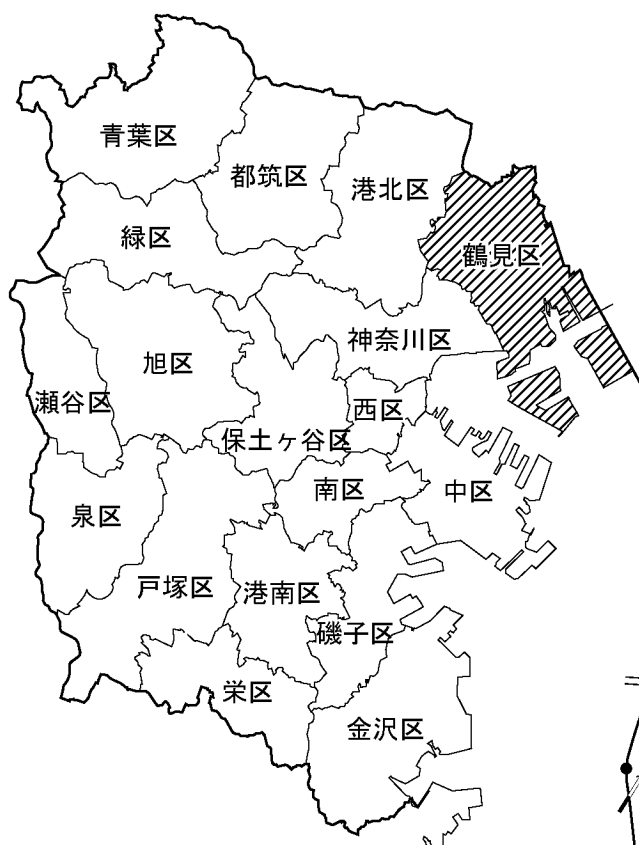
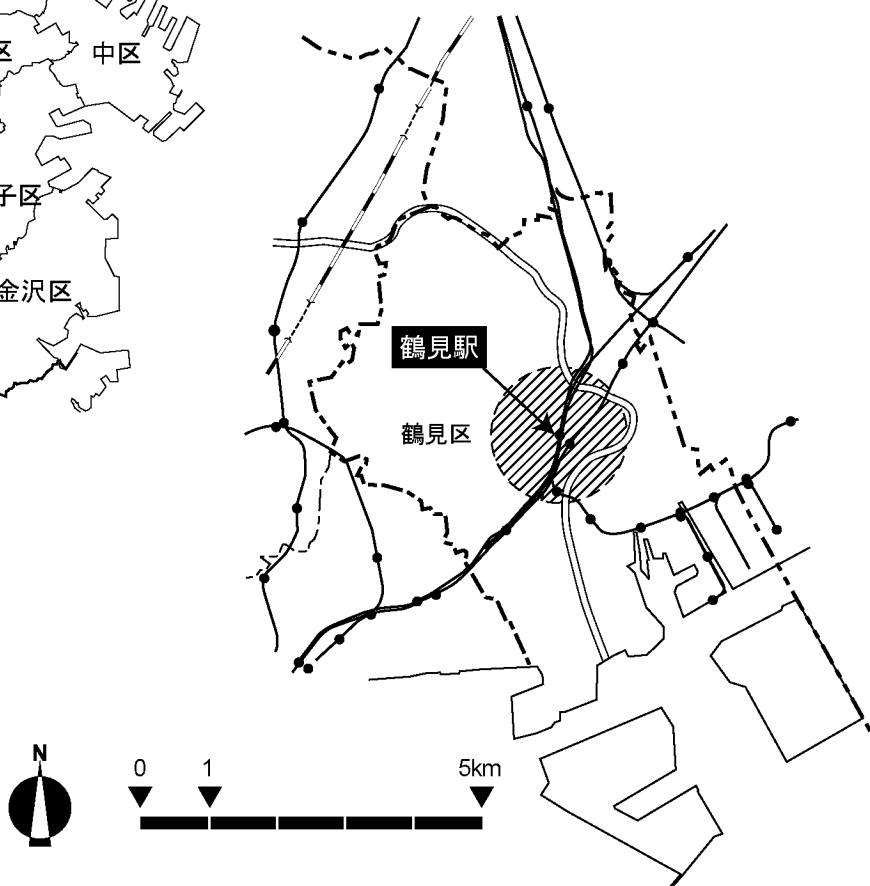


図 2-1-2 鶴見駅周辺の位置

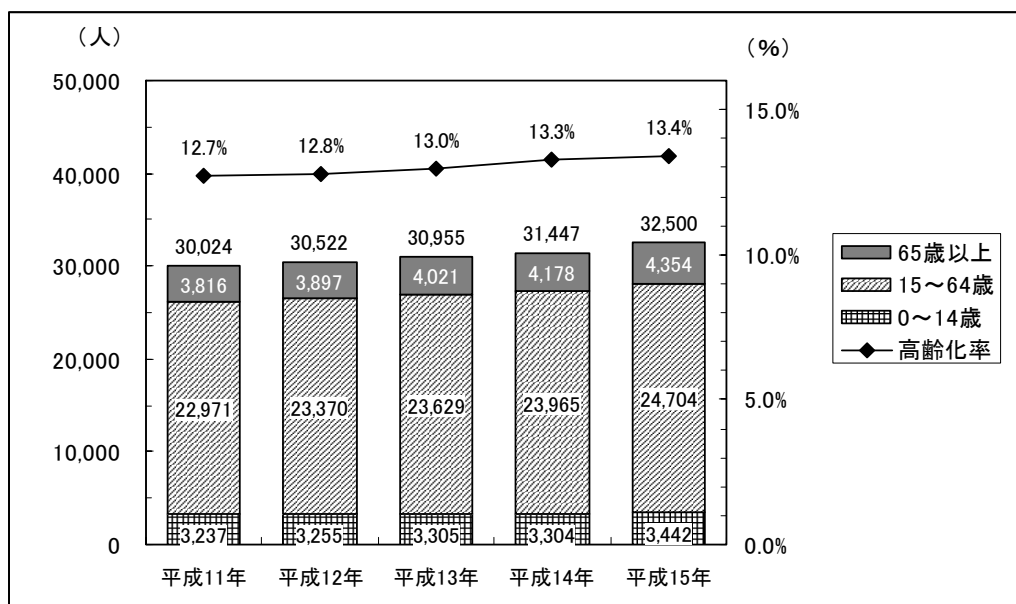


2-2. 人 口

鶴見駅周辺の人口は、平成15年3月31日現在32,500人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は4,354人、高齢化率は13.4%である。

人口の推移をみると、平成11年の30,024人から8.2%増加している。また、高齢化率も平成11年の12.7%から0.7ポイント上昇している。

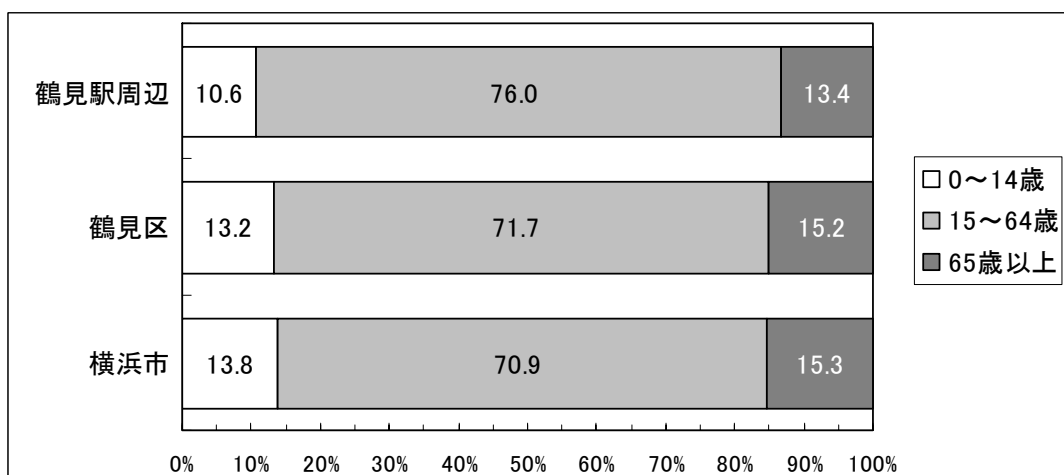
図 2-2-1 鶴見駅周辺の人口推移



資料) 統計でみる横浜 (各年3月31日現在)

注: ここで鶴見駅周辺は、鶴見駅から概ね半径1kmの範囲に含まれる、寺谷1, 2丁目、豊岡町、佃野町、鶴見1, 2丁目、鶴見中央1～5丁目とした。

図 2-2-2 年齢別人口構成比



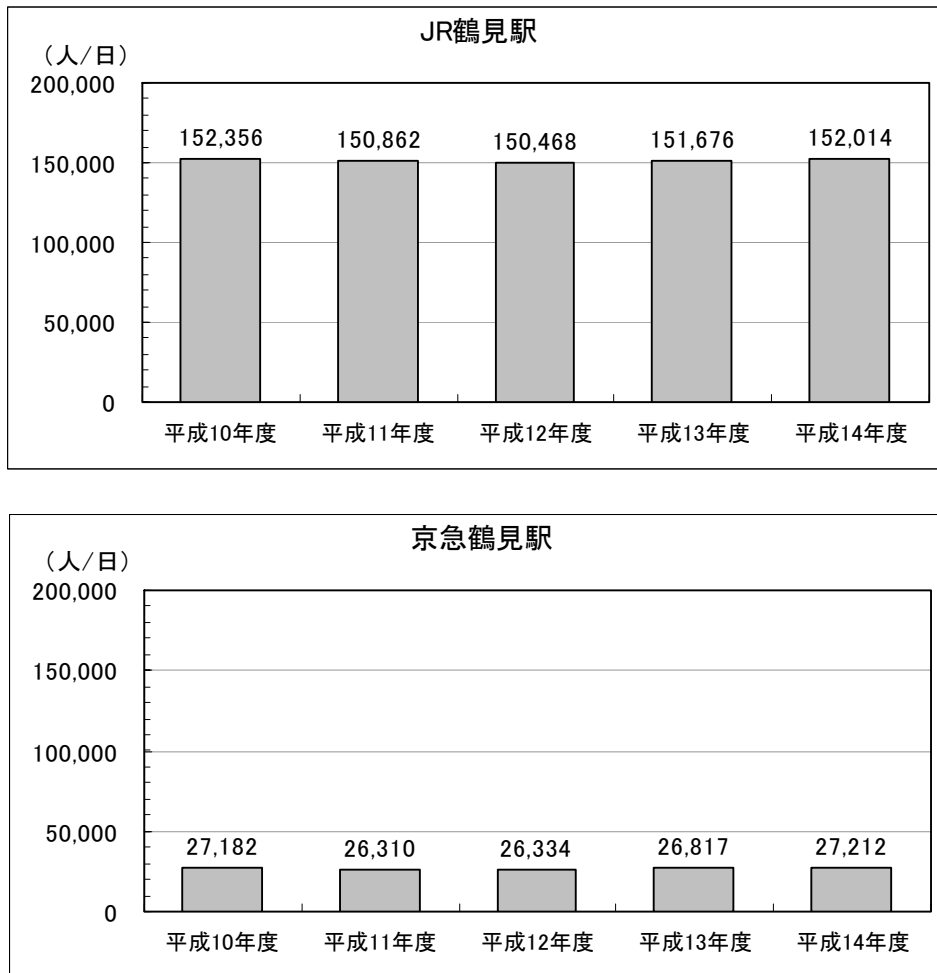
資料) 統計でみる横浜 (平成15年3月31日現在)

2-3. 公共交通機関

(1) 鉄道

鶴見駅周辺には、JR 鶴見駅と京急鶴見駅の2駅がある。JR 鶴見駅には、京浜東北線と鶴見線が乗り入れている。一日平均乗降客数は、JR 鶴見駅が約 152,000 人、京急鶴見駅が約 27,000 人となっている。

図 2-3-1 鶴見駅の一日平均乗降客数の推移



資料) 横浜市統計書、統計横浜

(2) バス

鶴見駅周辺の路線バスは、市営バス及び川崎鶴見臨港バスにより運行されている。ほとんどの路線が鶴見駅を起終点としており、西口からは 14 系統、東口からは 12 系統が発着している (図 2-4-1 参照)。

2-4. 施設の分布状況

鶴見駅から概ね半径1kmの範囲にある主要な施設は、表2-4-1に示すとおりである。

JR鶴見駅のすぐ近くには、駅ビルや豊岡商店街など、商業施設が集まっており、JR鶴見駅の東側約600mの位置に、鶴見区役所などの行政施設や文化施設が集中している。また、鶴見大学歯学部附属病院や東芝鶴見病院など医療施設が多く立地している（図2-4-1参照）。

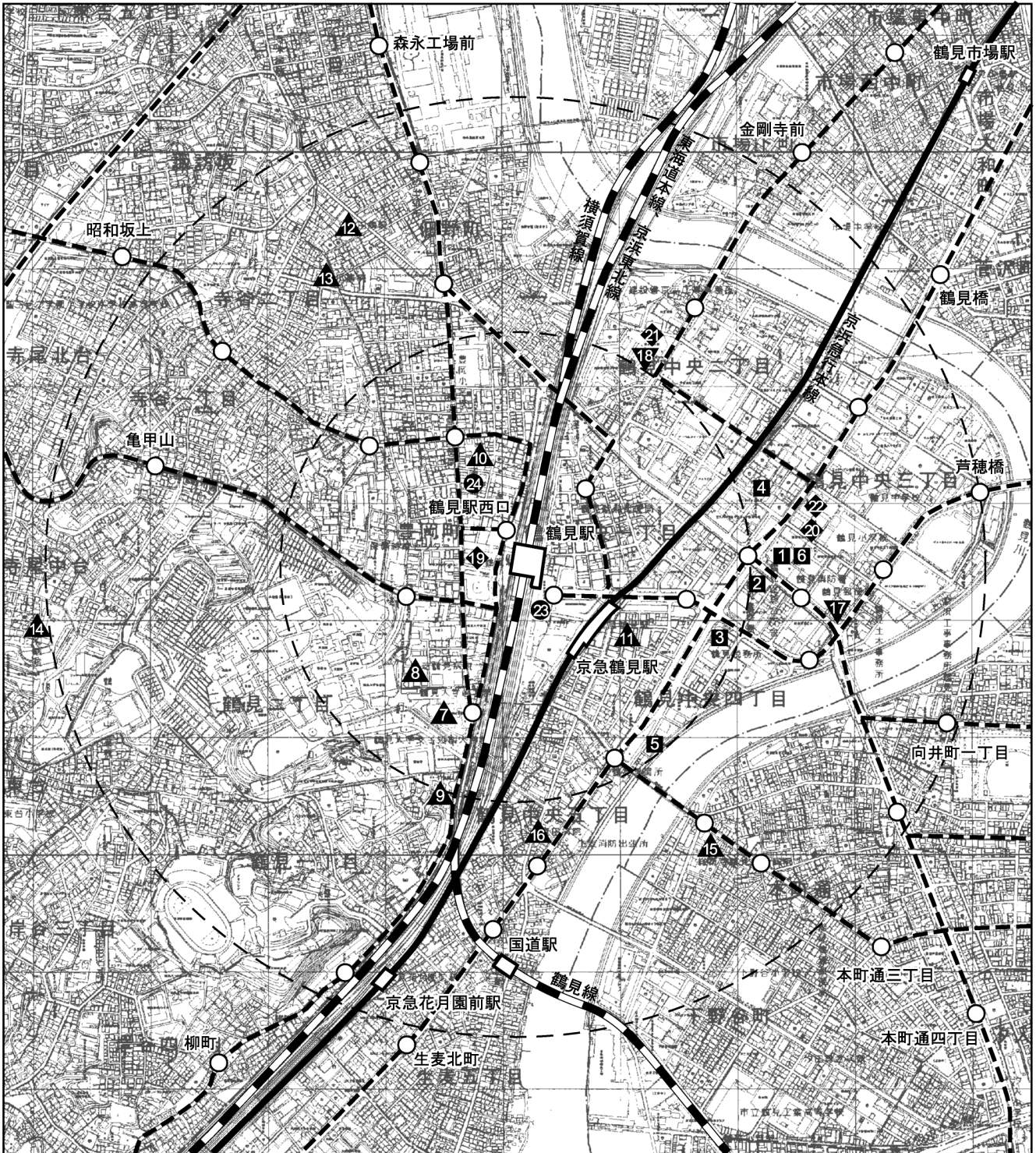
表 2-4-1 鶴見駅周辺の主要施設

種 別	施設名称	施設数
行政施設	1) 鶴見区役所 (550)、 2) 鶴見警察署 (550)、 3) 鶴見税務署 (450)、 4) ハローワーク鶴見 (550)、 5) 鶴見社会保険事務所 (450)、 6) 鶴見保健所 (550)	6
医療施設	7) 鶴見大学歯学部附属病院 (300)、 8) 東芝鶴見病院 (250)、 9) 鶴見西口病院 (500)、 10) 富士電機病院 (300)、 11) 休日急患診療所 (350)、 12) 徳田病院 (800)、 13) 橋爪病院 (750)、 14) 平和病院 (1,000)、 15) 総持寺鶴見総合病院 (750)、 16) 真田病院 (550)	10
福祉施設	17) 鶴見福祉授産所 (700)、 18) さざんか学園 (550)	2
文化施設	19) 鶴見公会堂 (100)、 20) 鶴見勤労青少年センター (650)、 21) 鶴見図書館 (550)、 22) 鶴見会館 (500)	4
商業施設	23) 鶴見駅ビル (50)、 24) 豊岡商店街 (-)	2

注) 表中の施設の番号は、図2-4-1の番号と同じである。

()内の数字は、JR鶴見駅からの直線距離(単位:m)である。

図 2-4-1 鶴見駅周辺地区の現況



- | | | | |
|--|-----------------------------|--|------|
| | JR東海道本線、京浜東北線
横須賀線、鶴見線・駅 | | 行政施設 |
| | 京浜急行本線・駅 | | 医療施設 |
| | バス路線・停留所 | | 福祉施設 |
| | | | 文化施設 |
| | | | 商業施設 |



2-5. まちづくりの方向

鶴見駅周辺のまちづくりの方向は、「鶴見のまちづくり」（横浜市都市計画マスタープラン・鶴見区プラン、平成14年5月）において、次のように定められている。

■まちづくりの目標

鶴見駅周辺の拠点性を高め、安全で快適な、移動しやすいまちをつくる

■実現の方向

- 鶴見駅周辺の再整備を進め、業務・商業・サービス・文化・集会などの都市機能を高めるとともに、ゆとりとゆるみのある空間をつくり出し、横浜市の副都心にふさわしいまちづくりを進める。
- 鉄道による分断を解消するために、鶴見駅の東西自由通路や総持寺跨線橋の改善を検討し、あわせて、J R鶴見駅と京急鶴見駅の連絡を強化する。
- 親しみやすい道路名称・標識などによってわかりやすいまちにするとともに、高齢者や障害者も安全・快適に歩行できるユニバーサルデザインの歩行環境をつくる。
- 豊岡通りや鶴見溝ノ口線のJ R高架下などを含む、駅周辺の道路ネットワークづくりを進める。豊岡通りについては、商店街と都市計画道路の整備のあり方について検討を進める。また、交通規制等を含めて渋滞の解消、バス交通の利便性の向上をめざす。
- J R鶴見駅への中距離電車の停車や横浜環状鉄道（シティループ）の導入、さらに京急鶴見駅への特急電車などにより鶴見駅のターミナル性を高めていく。
- 新しい研究開発型の産業拠点となる海のまち（臨海部）と連携して、その玄関口である鶴見駅周辺に新産業の核づくりを進める。また、鶴見二、三丁目の工場と住宅が混在した地区では、鶴見駅周辺との関連を考慮して、まちづくりのあり方を検討する。

〈鶴見駅周辺地区整備の考え方〉



2-6. 関連プロジェクト

(1) 鶴見駅周辺のまちづくり

横浜市は、鶴見駅東口地区（約 1.2ha）において、副都心にふさわしい、商業・文化・都市型住宅等の機能の集積と強化、地域の特性を活かしたにぎわいと魅力のあるまちづくりを目指し、旧国鉄清算事業団用地を活用した市街地再開発事業を平成 16 年 5 月に都市計画決定したところであり、引き続き、都市基盤整備公団とともに、事業化に向けた準備を進めている。

【事業概要】

名称：	鶴見駅東口地区第一種市街地再開発事業
施行者：	都市基盤整備公団（予定）
施行地区：	鶴見中央 1 丁目の一部
施行面積：	約 1.2ha
建築物：	商業・業務施設、宿泊施設、公益施設、住宅、駐車場、他
公共施設：	駅前広場の拡張整備（約 0.7ha → 約 1.1ha） 区画道路拡幅整備（幅員約 6 m → 幅員約 12m）

注：都市基盤整備公団は平成 16 年 7 月 1 日から独立行政法人都市再生機構となる。

(2) 豊岡商店街のまちづくり

① 商店街利用者専用駐車場の整備

豊岡商店街周辺には、駐車場が極めて少ない状況である。そこで商店街では、安心して買い物できる環境づくりと違法駐車を減らし渋滞の軽減を図るため、商店街利用者向けの駐車場用地を確保・整備（16 台分）し、平成 15 年 10 月 10 日より稼働している。

② 商店街の環境整備への取り組み

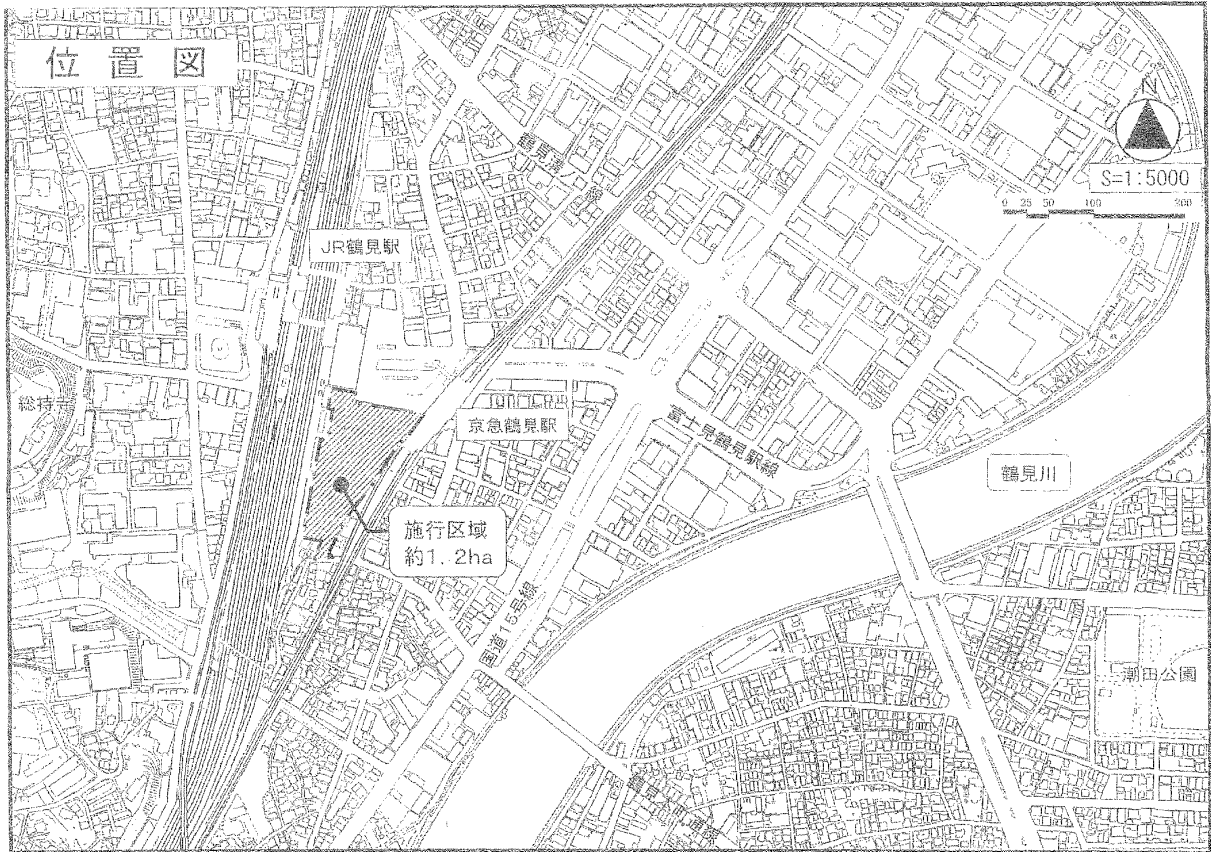
豊岡通りの歩道は、度重なる補修等により歩きにくい状況となっている。そこで、平成 14 年度より「商店街活性化支援アドバイザー派遣事業」（横浜市の商店街活性化支援事業）を活用して、環境デザインの専門家をアドバイザーとして迎え商店街の環境整備に向けた検討を行っている。

平成 14 年度の検討会では、「歩きやすさ、バリアフリーの観点からの歩道整備」「違法駐車や駐輪対策」「電線の地中化」など、総合的な商店街環境整備への意見が出された。これらの意見をもとに、平成 15 年度には、商店街の環境整備に向けた商店街の取り組み方針を検討した。

(3) 東西自由通路のエレベーター設置

平成 15 年度に、鶴見駅の東西自由通路の東口側にエレベーターの設置工事、階段改修工事を実施した。

図 2-6-1 鶴見駅東口地区第一種市街地再開発事業



施設計画配置図

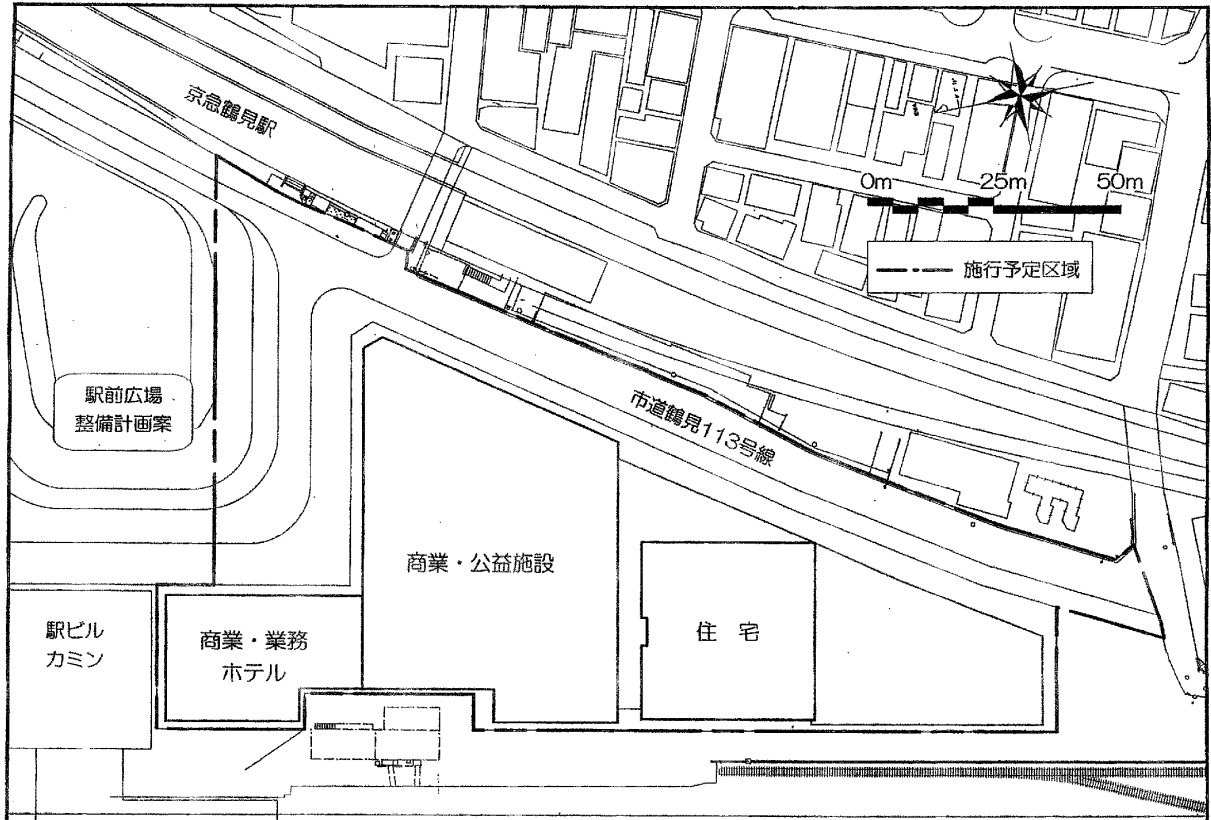
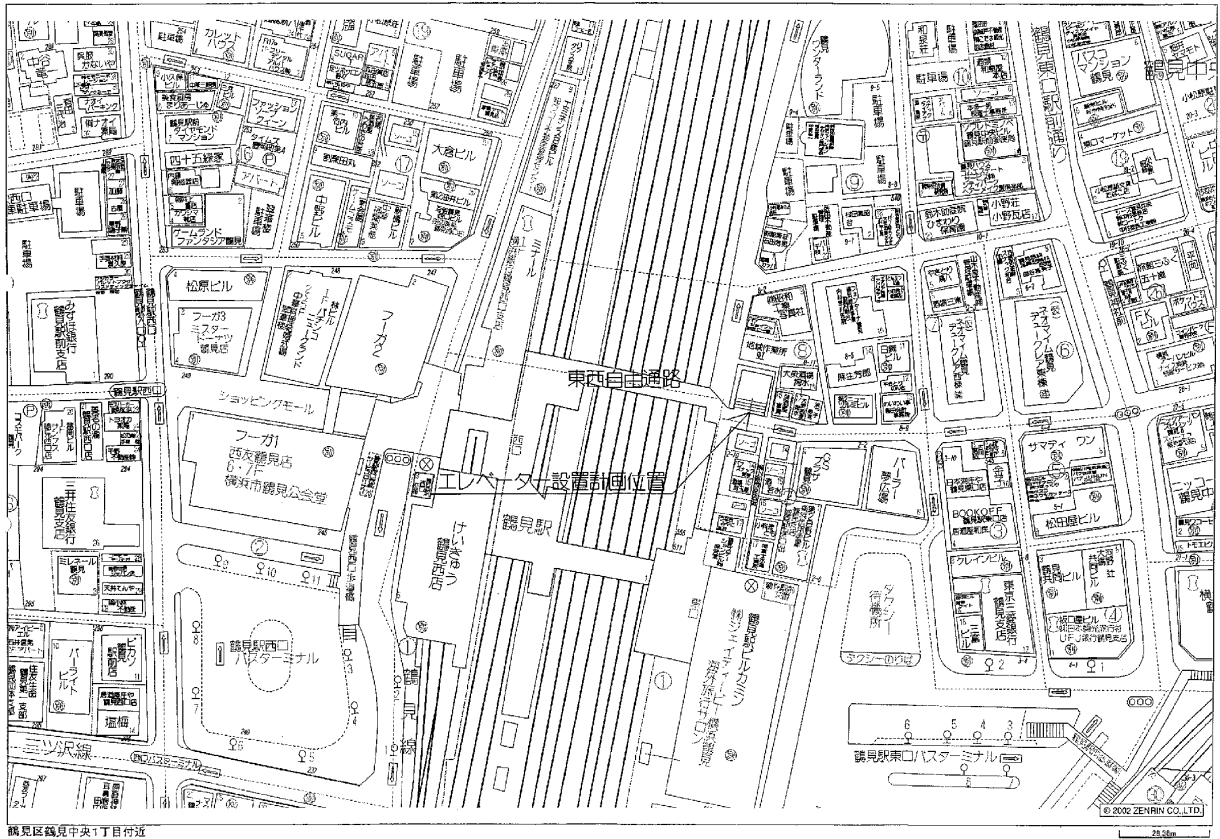
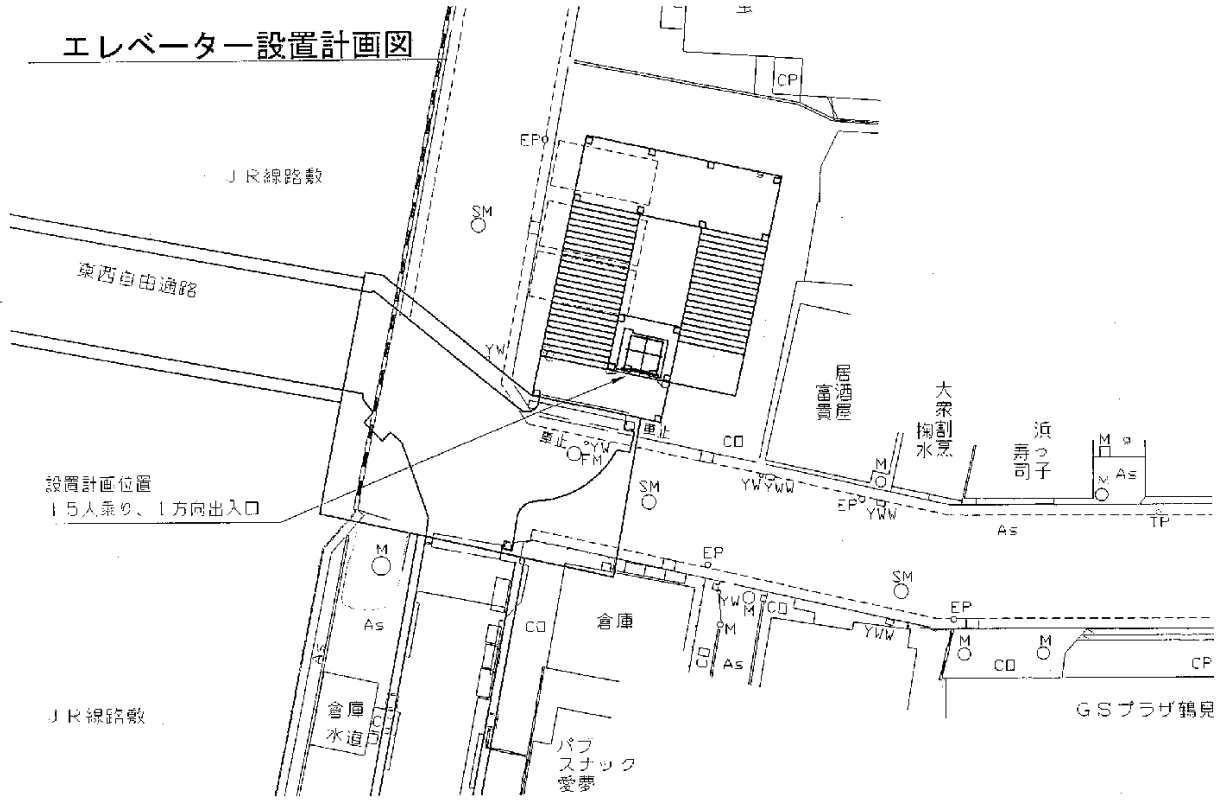


図 2-6-2 東西自由通路のエレベーター設置



鶴見区鶴見中央1丁目付近



3. まち歩き点検ワークショップの概要

(1) 目的

鶴見駅周辺において、次に示す目的で「まち歩き点検ワークショップ」を実施した。

- ・ 駅や駅周辺の移動に関わるバリアやバリアフリーの現状を把握する。
- ・ 関係者が一緒に歩いて現地を点検することで、高齢者、障害者など当事者がかかえる問題の共通認識を深める。
- ・ 参加者から問題点や改善すべき点などの意見・提案を聞き、基本構想策定のための資料とする。

(2) 実施概要

【開催日時】

- ・ 平成 15 年 11 月 13 日（木）、13:00～17:00

【参加者】

鶴見地区部会委員を基本に以下のメンバーが参加した。

- ・ 高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす利用者、子育て支援関係者などの市民
- ・ 学識経験者
- ・ 公共交通事業者、警察署、道路管理者、福祉局、都市計画局、区役所などの職員
- ・ 参加者数：63名

【現地点検】

- ・ 駅や道路等を対象に、移動のしやすさやわかりやすさ、施設の使いやすさなどを点検した。
- ・ 点検ルートは、過年度に実施した「鶴見駅周辺地区等のユニバーサルデザイン化に向けた基礎調査」において、日常よく通行するとともに課題が指摘されているルートや、地区部会メンバーの意見を踏まえ、ルート距離などを勘案しつつ設定した（図 3-1 参照）。

【ワークショップ】

- ・ 現地点検終了後、現地で確認した良い点、問題点、改善点などを、各参加者から発表してもらい、図面を用いて整理を行った。
- ・ 各コースの代表者が、整理した意見を発表した。

(3) 指摘事項のまとめ

まち歩き点検ワークショップで出された主な指摘事項は、17～18 ページに示すとおりである。


図3-1 まち歩き点検ルート図

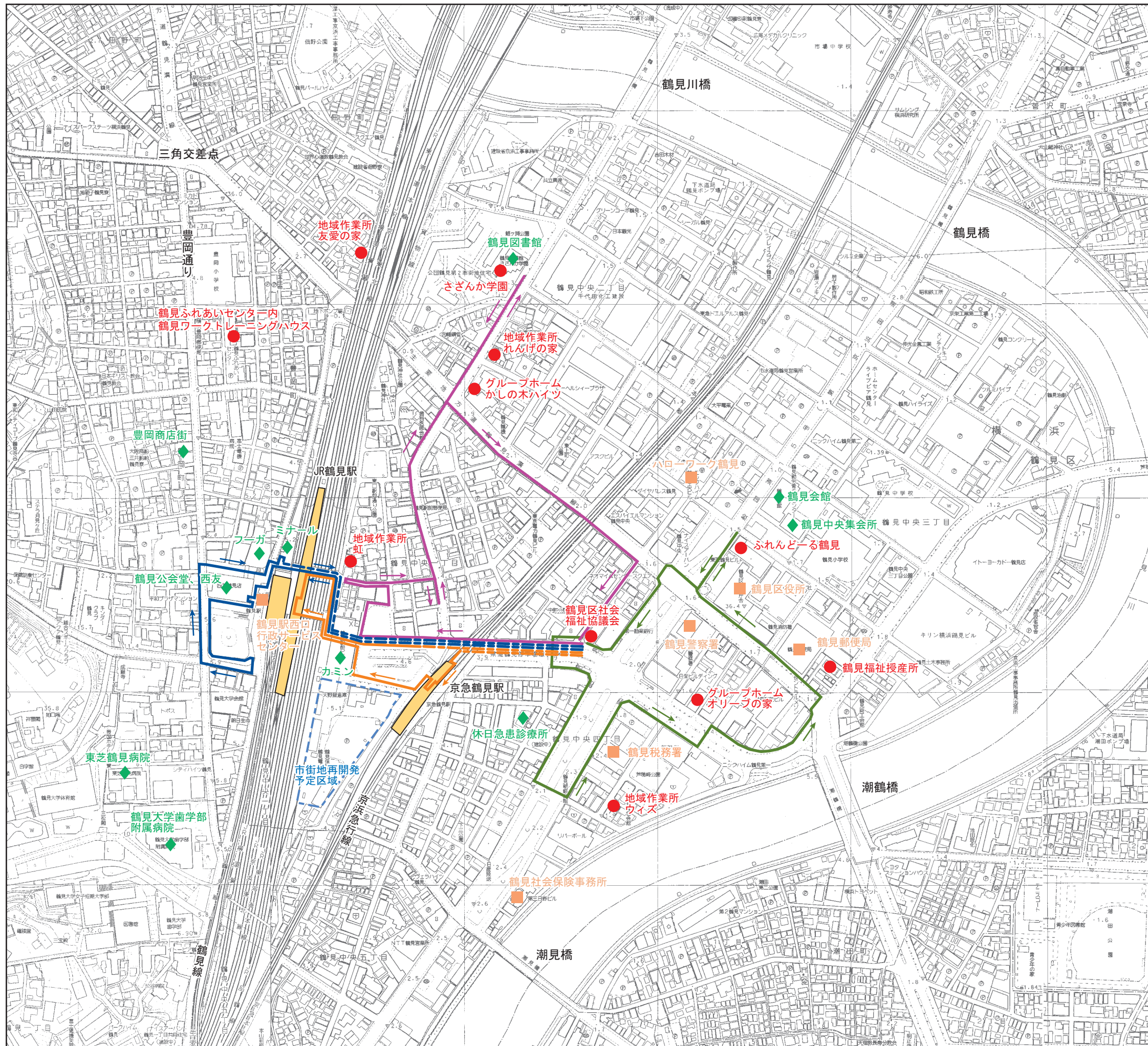
実施日時 平成15年11月13日（木）
13:00～17:00
参加人数 63名





1コース 
JR鶴見駅～京急鶴見駅

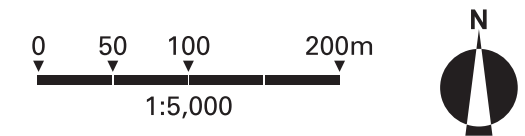
2コース 
東西自由通路～鶴見駅西口駅前広場
～豊岡商店街

3コース 
鶴見駅東口駅前広場～鶴見図書館方面

4コース 
鶴見区役所周辺



凡 例	
	福祉施設
	官公庁等行政施設
	その他
	市街地再開発予定区域



【鶴見駅周辺まち歩き点検ワークショップにおける指摘事項のまとめ】

指摘箇所・項目	主な指摘事項
JR 鶴見駅	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター、エスカレーターを上下に設置してほしい。 ・階段の手すりが片側しかなく、段鼻も見にくい。途切れない手すりを。 ・運賃表が見つらい、ローマ字表記を。行き先・時刻表示が見にくい。 ・券売機の蹴込みを深く。 ・多目的トイレの場所がわかりづらい。 ・西口改札を出てからすぐの案内を設置。 ・視覚障害者誘導用ブロックが途中で切れていて、色もバラバラ。 ・ホーム転落防止柵の設置を。
京急鶴見駅	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター、エスカレーターを上下に設置してほしい。 ・入り口は柵で電動車いすが入れない。タイルが滑りやすい。 ・運賃の字が読めない。案内図の文字が小さい。改札の電光掲示板も、ホームの表示板も内容が不足。 ・視覚障害者誘導用ブロックの色が床と同色。 ・線路がカーブしているので電車が斜めになる。
東口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が凸凹。 ・切り下げ勾配が急、段差がある。 ・バスターミナル、歩道、駅構内等、視覚障害者誘導用ブロックが繋がっていない。 ・屋根付きの歩行者デッキがあるとよい。 ・放置自転車が多い。駐輪場をつくってほしい。 ・歩行者と自転車を分けてほしい。 ・横断歩道に信号をつけてほしい。 ・カミンのエレベーターやエスカレーターの経路がわかりづらい。
西口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー乗り場に段差がある。屋根、視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・横断勾配がきつい。 ・スロープの幅が狭く、点字ブロックがない。 ・西友のスロープは傾斜がきつい。 ・ミナールのエレベーターがどこにあるかわからない。 ・視覚障害者誘導用ブロックが駅の中から連続して敷設していない、あるいは路面と同系色になっている。 ・違法駐輪がある。 ・バスターミナルにベンチが少ない。 ・車いす対応のトイレを増やしてほしい。 ・バスターミナルのバス路線案内がわかりづらい。 ・青になれば自動で音の出る音響信号機を。

指摘箇所・項目	主な指摘事項
東西自由通路	<ul style="list-style-type: none"> ・自由通路への案内、東口での西口施設の案内がない。ローマ字表記を。 ・東口エレベーターは通りから奥まっついていてわかりづらい。 ・柳小路を通るルートを工夫してほしい。
道路《歩道の構造》	<ul style="list-style-type: none"> ・歩車道段差がある、歩道・横断歩道に勾配がついている。 ・図書館前の排水溝等、蓋の目が粗い所がある。 ・車の乗り入れ部の勾配が急。 ・旧東海道は舗装が欠けているところがある。
《歩道の利用》	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車・看板・はみ出し陳列により歩道幅員が減少している。 ・車止めが動線上にある。 ・共同溝によって段差が生じている。 ・照明が暗い。
《道路の横断》	<ul style="list-style-type: none"> ・青信号が短い。 ・音の出る信号に。 ・中央分離帯に視覚障害者誘導用ブロックがほしい。
《案内情報》	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホールで警告ブロックが途切れていた。 ・旧東海道の警告ブロックが灰色のものがある。色が統一されていない。 ・適切な位置に視覚障害者誘導用ブロックの設置を。
《その他》	<ul style="list-style-type: none"> ・地下道の車路の勾配が急。 ・地下道の標識がわかりにくい。 ・バス停に屋根がほしい。 ・バス停付近が切り下げてあり、乗降が困難。 ・駅の東西を車いす・自転車等で往来できるように。 ・鶴見神社のガード下は自転車がスピードを出すので危ない。 ・総持寺前陸橋はスロープ、エレベーター付きの橋に。

注) 部会等が出された意見も含まれている。

4. 重点整備地区の設定

4-1. 重点整備地区の区域の設定

(1) 基本的な考え方

重点整備地区の区域は、特定旅客施設を中心とした徒歩圏において、主要な施設の分布状況を勘案して設定する。

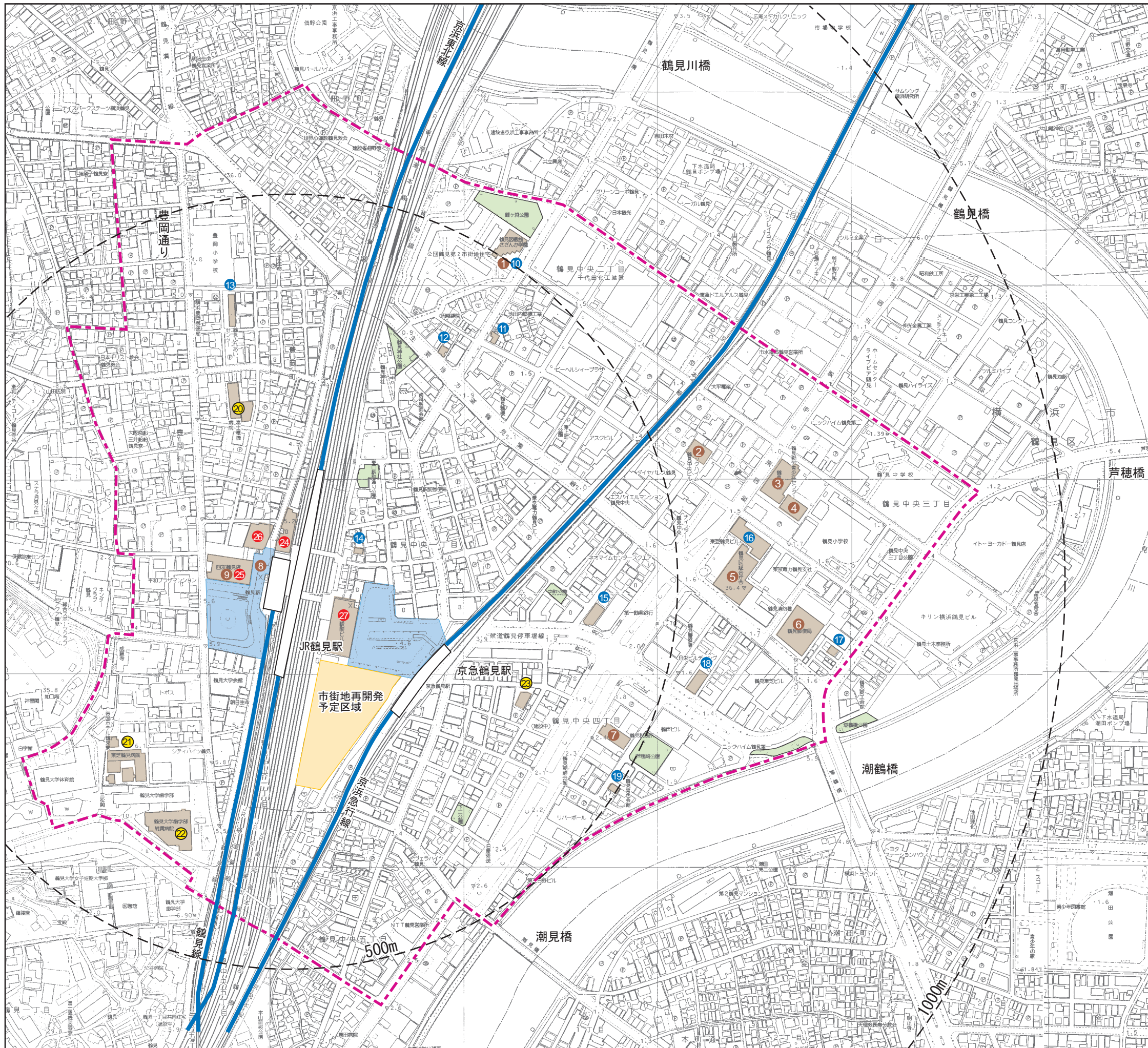
ここで、主要な施設とは、相当数の高齢者、障害者を含む多くの市民が利用すると見込まれる施設で、その施設へ至る手段が主に鉄道駅からの徒歩による施設とする。

(2) 鶴見駅周辺地区の区域の設定

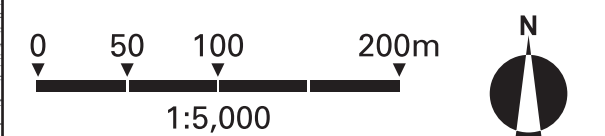
鶴見駅の徒歩圏と考えられる駅を中心とした概ね 500mの範囲には、鶴見区役所などの公共施設や福祉施設、医療施設、商業施設が集まっている。鶴見駅周辺地区における重点整備地区の区域は、これらの主要な施設を含む範囲とする。

鶴見駅周辺地区における重点整備地区の区域は、図 4-1-1 に示すとおりである。

図4-1-1 重点整備地区の区域



- 重点整備地区の区域
- 駅前広場
- 【主要な施設】
- 公共施設
 1. 鶴見図書館
 2. 鶴見公共職業安定所
 3. 鶴見会館
 4. 鶴見中央交流センター
 5. 鶴見区役所
 6. 鶴見郵便局
 7. 鶴見税務署
 8. 鶴見駅西口行政サービスコーナー
 9. 鶴見公会堂
- 福祉施設
 10. さざんか学園
 11. 地域作業所 れんげの家
 12. グループホーム かしの木ハイツ
 13. 鶴見ふれあいセンター
(鶴見ワークトレーニングハウス)
 14. 地域作業所 虹
 15. 鶴見区社会福祉協議会
 16. ふれんどーる鶴見
 17. 鶴見福祉授産所
 18. グループホーム オリーブの家
 19. 地域作業所 ウィズ
- 医療施設
 20. 富士電機病院
 21. 東芝鶴見病院
 22. 鶴見大学歯学部附属病院
 23. 休日急患診療所
- 商業施設
 24. ミナール
 25. ツルミフーガ1 (西友鶴見店)
 26. ツルミフーガ2
 27. つるみ駅ビル (カミン)
- 公園
- 市街地再開発予定区域



4-2. バリアフリー化を図る経路

(1) 基本的な考え方

重点整備地区内の歩行者ネットワークのうち、バリアフリー化を優先的に推進する経路を「バリアフリー化を図る経路」として設定する。

「バリアフリー化を図る経路」は、地区内の歩行者の主要な動線を踏まえつつ、鉄道駅と主要な施設を結ぶ主な経路を基本として、駅、自由通路、駅前広場、道路等において、移動の連続性が確保できるように設定する。

(2) 鶴見駅周辺地区のバリアフリー化を図る経路の設定

「鶴見のまちづくり」(都市計画マスタープラン・鶴見区プラン)において、鶴見駅周辺の歩行空間ネットワークの考え方が図 4-2-1 のように示されている。

鶴見駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路は、この歩行空間ネットワークの考え方を踏まえるとともに、駅を中心とした放射状に歩行者の主たる動線(図 4-2-2 参照)を設定し、主要な施設の配置を考慮しつつ、その方向別の動線毎に1つの経路を設定する。

鶴見駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路は、図 4-2-3 に示すとおりである。

■各経路の設定の考え方

【鶴見駅を中心とした放射方向・鶴見駅東口から鶴見区役所の方向】

- ・鶴見駅東口から鶴見区役所付近へ至る放射方向の経路として、東口中央通り(経路6)、国道15号(経路7)、区役所通り(経路8)を設定する。
- ・この経路により、鶴見駅と、鶴見区役所、鶴見会館、鶴見郵便局などの主要な施設が結ばれる。また、経路7を南へ伸ばすことにより、鶴見税務署へも結ばれる。

【鶴見駅を中心とした放射方向・鶴見駅東口から鶴見図書館の方向】

- ・鶴見駅東口から鶴見図書館へ至る放射方向の経路として、鶴見東口駅前通り(経路5)を設定する。
- ・この経路により、鶴見駅と、鶴見図書館、さざんか学園、地域作業所れんげの家などの主要な施設が結ばれる。

【鶴見駅を中心とした放射方向・鶴見駅東口から総持寺踏切の方向】

- ・鶴見駅東口から総持寺踏切へ至る放射方向の経路として、鶴見銀座(経路4)を設定する。

【鶴見駅を中心とした放射方向・鶴見駅西口から三角交差点・総持寺踏切の方向】

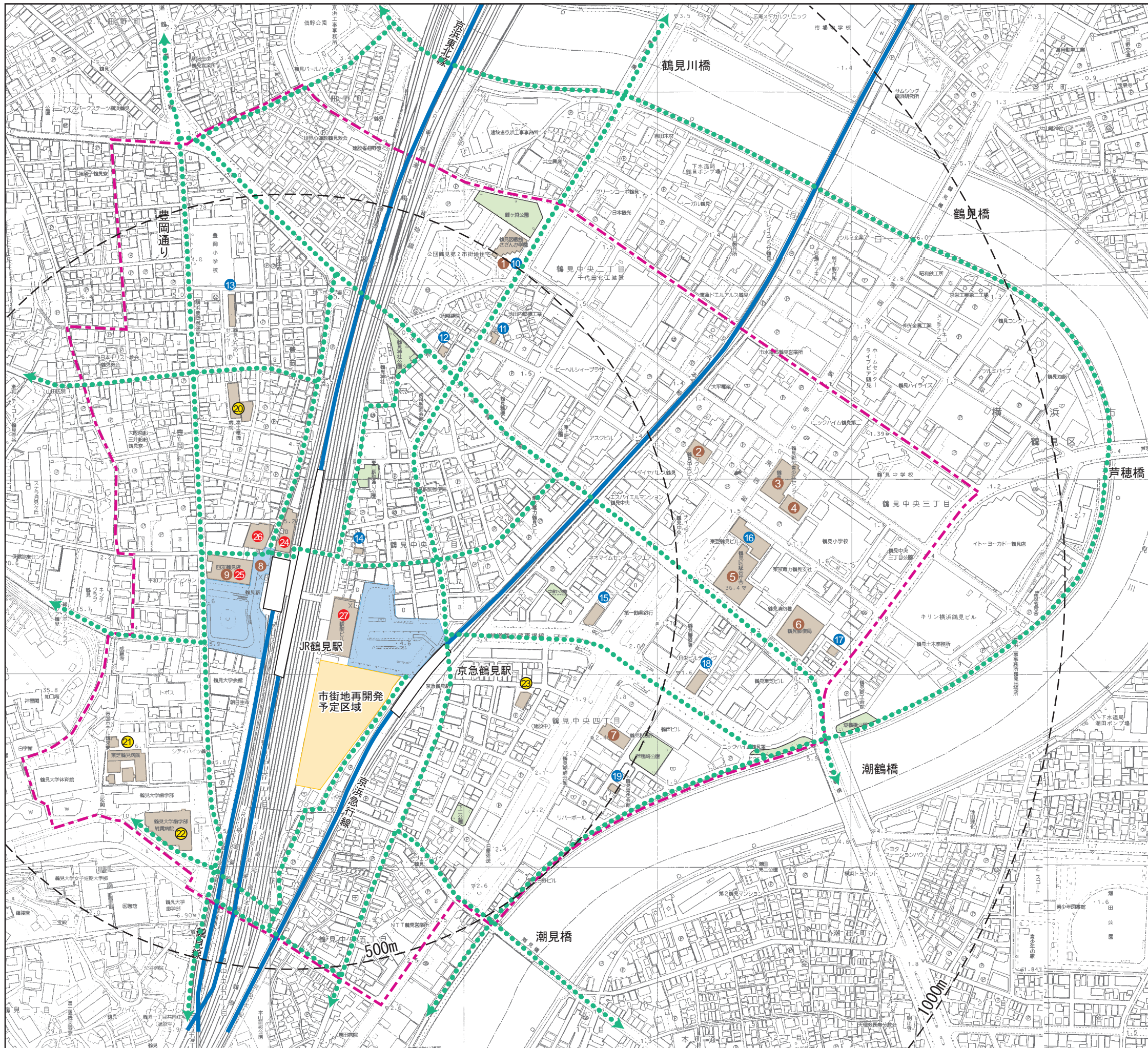
- ・鶴見駅西口から三角交差点または総持寺踏切へ至る放射方向の経路として、豊岡通り(経路1)を設定する。

- ・この経路により、鶴見駅と、鶴見ふれあいセンター、東芝鶴見病院、鶴見大学歯学部付属病院などの主要な施設が結ばれる。

【鶴見駅の東側と西側を結ぶ経路】

- ・鶴見駅の東側と西側を結ぶ経路として、経路3、東西自由通路（経路9）、フーガショッピングモール（経路2）を設定する。

図4-2-1 歩行空間ネットワーク



- 重点整備地区の区域
- 駅前広場
- 歩行空間ネットワーク
(「鶴見のまちづくり」都市計画
マスタープラン・鶴見区プラン)

- 【主要な施設】**
- 公共施設
 1. 鶴見図書館
 2. 鶴見公共職業安定所
 3. 鶴見会館
 4. 鶴見中央交流センター
 5. 鶴見区役所
 6. 鶴見郵便局
 7. 鶴見税務署
 8. 鶴見駅西口行政サービスコーナー
 9. 鶴見公会堂
 - 福祉施設
 10. さざんか学園
 11. 地域作業所 れんげの家
 12. グループホーム かの木ハイツ
 13. 鶴見ふれあいセンター
(鶴見ワークトレーニングハウス)
 14. 地域作業所 虹
 15. 鶴見区社会福祉協議会
 16. ふれんどーる鶴見
 17. 鶴見福祉授産所
 18. グループホーム オリーブの家
 19. 地域作業所 ウィズ
 - 医療施設
 20. 富士電機病院
 21. 東芝鶴見病院
 22. 鶴見大学歯学部附属病院
 23. 休日急患診療所
 - 商業施設
 24. ミナール
 25. ツルミフーガ1 (西友鶴見店)
 26. ツルミフーガ2
 27. つるみ駅ビル (カミン)
 - 公園
 - 市街地再開発予定区域

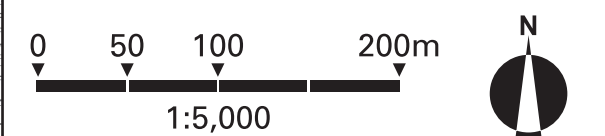
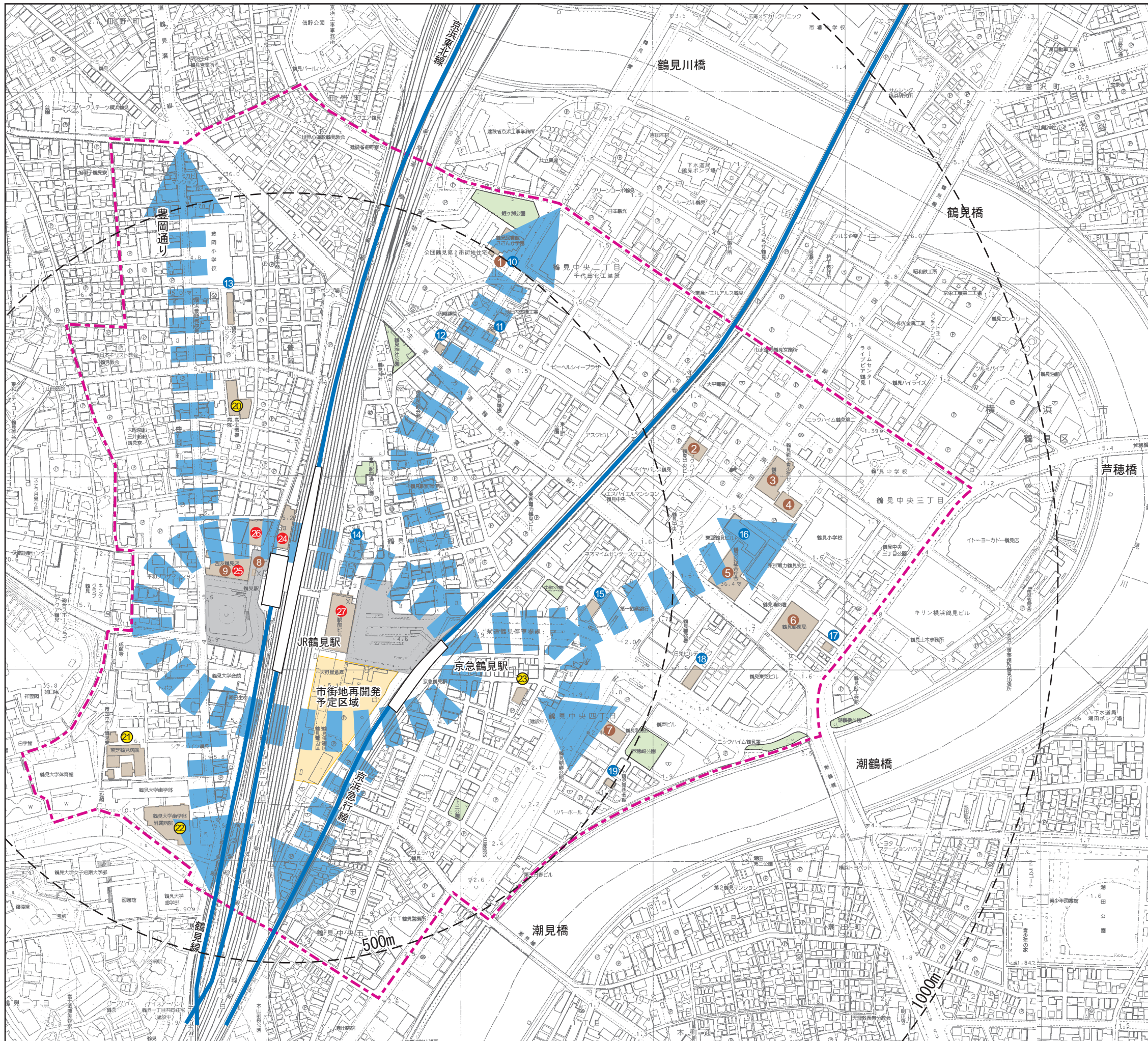


図4-2-2 バリアフリー化を図る主な動線



- 重点整備地区の区域
- ← → バリアフリー化を図る主な動線
- 駅前広場

【主要な施設】

- 公共施設
 1. 鶴見図書館
 2. 鶴見公共職業安定所
 3. 鶴見会館
 4. 鶴見中央交流センター
 5. 鶴見区役所
 6. 鶴見郵便局
 7. 鶴見税務署
 8. 鶴見駅西口行政サービスコーナー
 9. 鶴見公会堂
- 福祉施設
 10. さざんか学園
 11. 地域作業所 れんげの家
 12. グループホーム かの木ハイツ
 13. 鶴見ふれあいセンター
(鶴見ワークトレーニングハウス)
 14. 地域作業所 虹
 15. 鶴見区社会福祉協議会
 16. ふれんどー鶴見
 17. 鶴見福祉授産所
 18. グループホーム オリーブの家
 19. 地域作業所 ウィズ
- 医療施設
 20. 富士電機病院
 21. 東芝鶴見病院
 22. 鶴見大学歯学部附属病院
 23. 休日急患診療所
- 商業施設
 24. ミナール
 25. ツルミフーガ1 (西友鶴見店)
 26. ツルミフーガ2
 27. つるみ駅ビル (カミン)

- 公園
- 市街地再開発予定区域

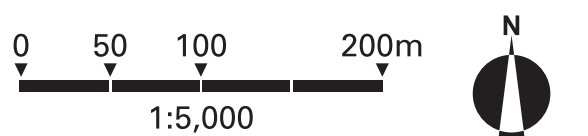
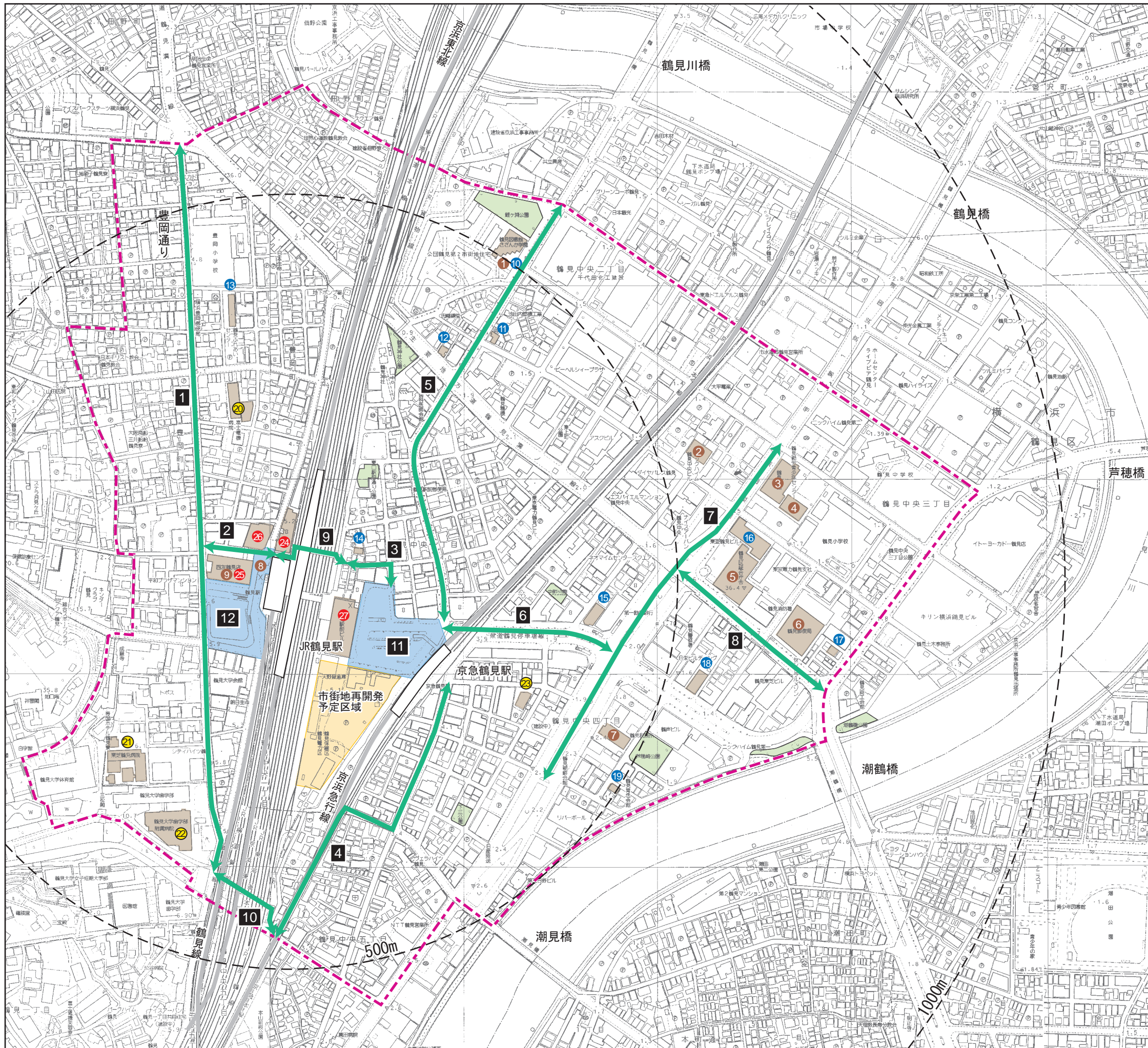


図4-2-3 バリアフリー化を図る経路



重点整備地区の区域
バリアフリー化を図る経路

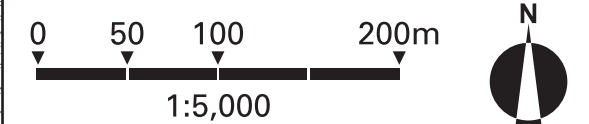
駅前広場

【主要な施設】

- 公共施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設
- 公園
- 市街地再開発予定区域

【バリアフリー化を図る経路】

- 1 豊岡通り
- 2 フーガショッピングモール
- 3 東西自由通路～東口駅前広場
- 4 東口駅前広場～総持寺こ線人道橋
- 5 鶴見東口駅前通り
- 6 東口中央通り
- 7 国道15号
- 8 区役所通り
- 9 東西自由通路
- 10 総持寺こ線人道橋
- 11 東口駅前広場
- 12 西口駅前広場



4-3. 重点整備地区の現状と課題

以下に示す資料は、既往調査の中で実施したアンケート及びヒアリングにおける意見や、今回実施した「まち歩き点検ワークショップ」及び事務局による補足調査の結果をもとに、重点整備地区の特定旅客施設及び経路における主な問題点等を整理し、合わせて、その問題点に対する対応の考え方、及び、対応を検討する際の目安となる交通バリアフリー法に基づく基準（地形等によりやむを得ない場合の基準値も併記）を示したものである。

(1) 特定旅客施設

① JR 鶴見駅

<p>まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)</p>	<p>対応の考え方 (案) (主な整備課題)</p>	<p>望ましい対応 (移動円滑化基準)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • エレベーターを改札の内外両方に設置して欲しい • 階段の手すりが片側しかない • 段鼻の表示 • 券売機の蹴込みが浅いため、車いすでは利用しづらい • 視覚障害者誘導用ブロックが途切れている • 多機能トイレの表示がわかりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> • エレベーターの設置 • 手すりの両側の設置 • 明度差がある色で段鼻を表示 • 券売機の蹴込み部の確保 • 適切な視覚障害者誘導用ブロックの設置 • トイレのサインの改良、整備 	<ul style="list-style-type: none"> • 移動円滑化された経路に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける • 手すりを両側に設ける • 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大ききことなどにより段を容易に識別できるように設置 • 1 以上の券売機は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造 • 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路、その経路とエレベーター、トイレ、券売機などの間に視覚障害者誘導用ブロックを敷設 • 出入口には当該便房が車いす利用者その他の高齢者、身体障害者の円滑な利用に適した構造であることを表示する標識を設ける

② 京急鶴見駅

まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)	対応の考え方(案) (主な整備課題)	望ましい対応 (移動円滑化基準)
<ul style="list-style-type: none"> • エレベーターを設置して欲しい • 柵があつて電動車いすが入れない • 視覚障害者誘導用ブロックが床舗装と同じ色でわかりにくい • ホームに電車の行き先や発車時刻がわかる電光表示を設置してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> • エレベーターの設置 • 柵の配置の変更 • 床面の色と明度差のある色にする • 文字のよる情報案内施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> • 移動円滑された経路に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける • 黄色を原則とする(ガイドライン) • 運行情報を文字及び音声で提供する設備の設置

(2) バリアフリー化を図る経路

① 豊岡通り

まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)	対応の考え方 (案) (主な整備課題)	望ましい対応 (移動円滑化基準)
<ul style="list-style-type: none"> 電柱により歩道の有効幅員が1.8mとなっている 歩道の車両乗入れ部の箇所で平坦部の幅員が確保できていない部分がある 視覚障害者誘導用ブロックが舗装材と同系色 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の有効幅員の確保 歩道の平坦部の確保 床面の色と明度差のある色にする 	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保 車両乗入れ部の平坦部分(横断勾配1% (2%)以下)を、有効幅員2m以上を確保

② フーガショッピングモール

まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)	対応の考え方 (案) (主な整備課題)	望ましい対応 (移動円滑化基準)
<ul style="list-style-type: none"> 放置自転車が多数 	<ul style="list-style-type: none"> 違法駐輪の撤去 	

③ 東西自由通路～東口駅前広場

まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)	対応の考え方 (案) (主な整備課題)	望ましい対応 (移動円滑化基準)
<ul style="list-style-type: none"> 歩道がなく、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 東口のエレベーター(工事中)の位置がわかりづらい 放置自転車が多数 	<ul style="list-style-type: none"> カラー舗装などにより歩行者の安全性を確保する 案内標識の設置 違法駐輪の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及びエレベーター等移動の円滑化のために必要な施設を案内する標識を設置

④ 東口駅前広場～総持寺こ線人道橋

まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)	対応の考え方 (案) (主な整備課題)	望ましい対応 (移動円滑化基準)
<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐輪、はみ出し陳列などがあり、歩道を狭めている ・歩道がなく、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない部分がある ・京急の高架下駐輪場通路は照明が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・舗道上の障害物の移動・撤去 ・カラー舗装などにより歩行者の安全性を確保する ・照明の設置 	

⑤ 鶴見東口駅前通

まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)	対応の考え方 (案) (主な整備課題)	望ましい対応 (移動円滑化基準)
<ul style="list-style-type: none"> ・広告や看板が通行の障害となっている箇所がある ・音響信号機の設置 ・視覚障害者誘導用ブロックがマンホールによって途切れていた ・横断歩道に段差が2cm以上ある ・車止めの位置が通行の障害になっている箇所がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上の障害物の移動・撤去 ・音響信号機を設置する ・視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 ・歩道の段差の削減 ・歩道上の障害物の移動・撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 ・横断歩道に接続する歩道などの部分：接続部分の段差は2cmを標準とする

⑥ 東口中央通り

<p>まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)</p>	<p>対応の考え方 (案) (主な整備課題)</p>	<p>望ましい対応 (移動円滑化基準)</p>
<ul style="list-style-type: none"> バス停に屋根・音声案内がない 横断歩道の青信号が短い 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根、音声案内の設置 歩行者用青時間延長機能等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ベンチ及びびその上屋を設置

⑦ 国道 15 号

<p>まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)</p>	<p>対応の考え方 (案) (主な整備課題)</p>	<p>望ましい対応 (移動円滑化基準)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地下道は斜路の勾配が急 歩道の車両乗入れ部のため勾配が急な箇所がある 歩道の横断勾配が急な箇所がある 放置自転車がが多い 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置 歩道の勾配の改善 歩道の勾配の改善 違法駐輪の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> 車両乗入れ部の平坦部分(横断勾配 1% (2%) 以下)を、有効幅員 2m 以上を確保 横断勾配 1% (2%) 以下

⑧ 区役所通り

<p>まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)</p>	<p>対応の考え方 (案) (主な整備課題)</p>	<p>望ましい対応 (移動円滑化基準)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 平板ブロックの破損 	<ul style="list-style-type: none"> ブロックの補修 	

⑨ 東西自由通路

まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)	対応の考え方 (案) (主な整備課題)	望ましい対応 (移動円滑化基準)
<ul style="list-style-type: none"> 自由通路への案内、西口施設の案内がない エレベーター(西口)の所在がわからない エレベーター(東口；工事中)の所在がわからない スロープの傾斜がきつい (9%) 	<ul style="list-style-type: none"> 案内標識の改善 案内標識の改善 案内標識の設置 歩道の勾配の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及びエレベーター等移動の円滑化のために必要な施設を案内する標識を設置 傾斜路：有効幅員 120cm(90cm)以上、勾配 1/12(1/8)

⑩ 総持寺こ線人道橋

まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)	対応の考え方 (案) (主な整備課題)	望ましい対応 (移動円滑化基準)
<ul style="list-style-type: none"> 踏み切りが開いている時間が短く、歩道橋があるのみなので、車いすでは渡る事ができない 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置 	

⑪ 東口駅前広場

<p>まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)</p>	<p>対応の考え方 (案) (主な整備課題)</p>	<p>望ましい対応 (移動円滑化基準)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー乗り場で、歩道を切り下げているので段差が大きい ・広場近辺は車道を上げて横断歩道を平らにしてほしい ・視覚障害者誘導用ブロックが連続していない ・信号機がほしい ・視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車が放置されている ・JRと京急の乗換えをしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー乗り場の改善 ・歩道の平坦性の確保 ・適切な視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・信号機の設置 ・放置自転車の撤去 ・歩行者デッキ等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該乗降場において停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造 ・車両乗入れ部の平坦部分(横断勾配 1% (2%) 以下)を、有効幅員 2m 以上を確保 ・移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

⑫ 西口駅前広場

<p>まち歩き点検の主な指摘事項 (主な問題点等)</p>	<p>対応の考え方 (案) (主な整備課題)</p>	<p>望ましい対応 (移動円滑化基準)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外のスロープは傾斜がきついため自走車いすでは困難 ・ペDESTリアンデッキと西友入口のスロープは14.9%と急傾斜 ・タクシー乗り場には点字ブロックも屋根もない ・バスターミナルにベンチが少ない ・案内板が高く、また自転車でさえぎられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配の改善 ・段差解消機等の設置 ・上屋の設置と視覚障害者誘導用ブロックの敷設 ・ベンチの設置 ・案内標識の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路:有効幅員 120cm(90cm)以上、勾配 1/12(1/8) ・ 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 ・ ベンチ及びその上屋を設置 ・ 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及びエレベーター等移動の円滑化のために必要な施設を案内する標識を設置

5. 鶴見駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

5-1. 事業の基本的な考え方

バリアフリー化の整備にあたっては、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準やガイドライン等に沿った事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を実現することにより、すべての人にとって使いやすいものとなるよう整備することを基本とする。

(1) 鉄道駅のバリアフリー化

【移動円滑化された経路の確保】

- ・ 駅の外部から改札口を経てプラットホームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・ 移動円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とし、あわせて可能な限り、方面別など複数のルートの確保に努める。

【安全な階段の整備】

- ・ 階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

【誘導案内設備の整備】

- ・ サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・ 運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字及び音声により情報を提供する。
- ・ 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。

【使いやすい設備の整備】

- ・ エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・ トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努める。

【プラットホームにおける安全対策】

- ・ プラットホームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

【職員に対する適切な教育訓練】

- ・高齢者、障害者等に対する適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実を図る。

(2) 道路等のバリアフリー化

① 特定経路・準特定経路の設定

重点整備地区内においてバリアフリー化を優先的に推進する「バリアフリー化を図る経路」を図 4-2-3 に示したが、交通バリアフリー法に基づく「特定経路」については、この「バリアフリー化を図る経路」の中から、平成 22 年までのバリアフリー化を目標に、特に主要な経路としての重要性、及び整備の実現性（技術的な課題への対応の可能性や全体の事業量との関係等）を考慮し設定する。

また、「特定経路」と一体となって主要な歩行者ネットワークを形成し、特定経路を補完・代替する経路については、「準特定経路」として設定する。

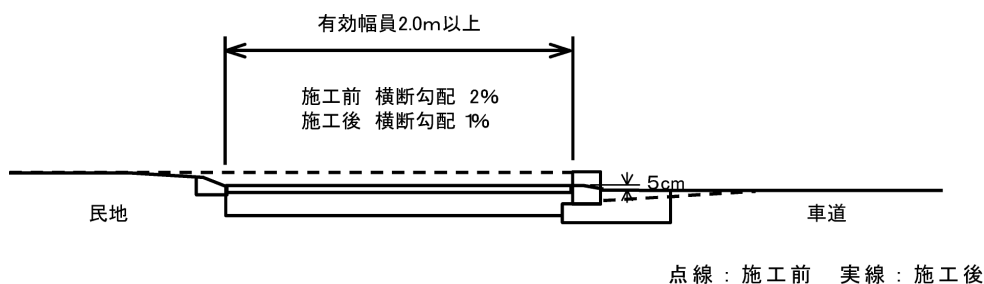
- ・ **特定経路** : 原則として、平成 22 年までに交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
: 現段階において、横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備がされており、高齢者、障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路
- ・ **準特定経路** : 今までの検討等で確認された課題については、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路

② 特定経路の整備

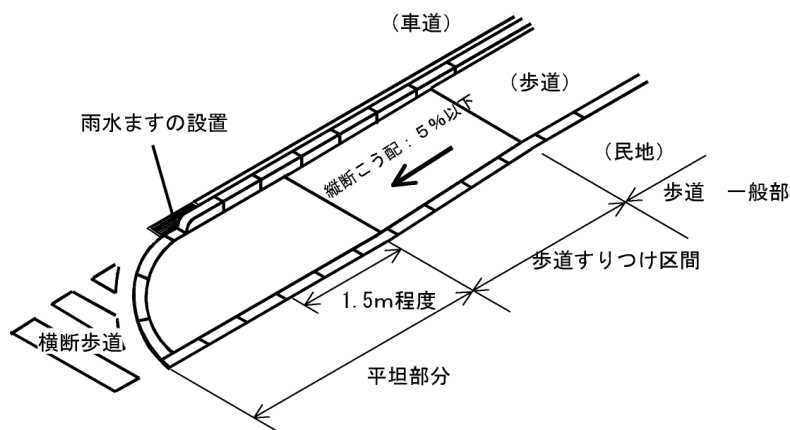
- ・ 特定経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・ 歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。
- ・ 案内標示は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内標識を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・ 特定経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。

【歩道の整備イメージの例】

■歩道の横断面（セミフラット型歩道の場合）



■横断歩道接続部等における構造（セミフラット型歩道の場合）



出典)「道路の移動円滑化整備ガイドライン」

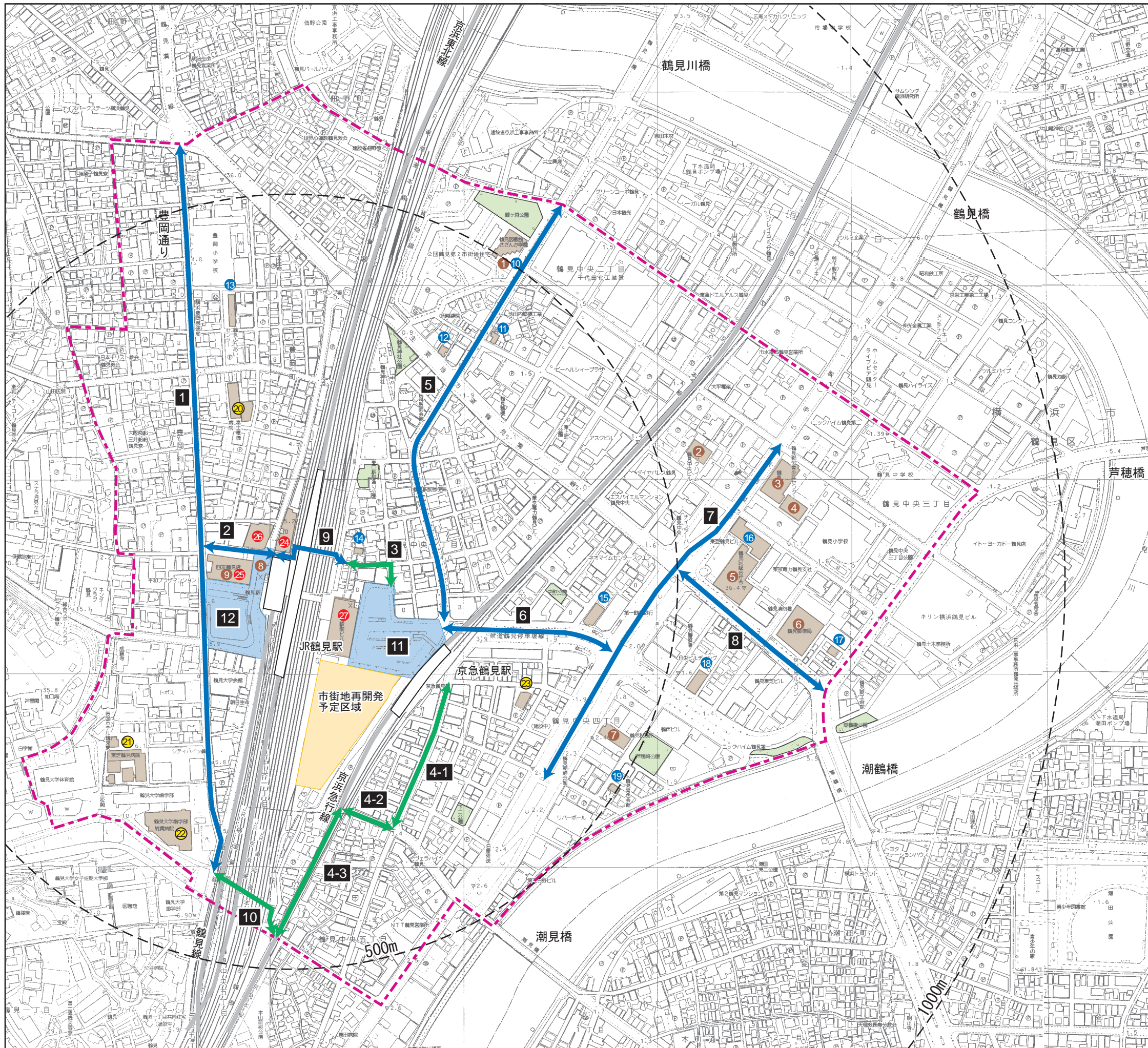
(3) 交通安全施設等のバリアフリー化

- ・道路の横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。なお、広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮する。また、横断距離が長い場合は、高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮する。さらに、音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するための的確に判断できる音量の調整について検討を行う。
- ・歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討する。

(4) バスのバリアフリー化

- ・バリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進する。
- ・高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいバス停留所を整備する。
- ・高齢者、障害者等に対する適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実を図る。

図5-1-1 特定経路・準特定経路



重点整備地区の区域

特定経路

準特定経路

駅前広場

【主要な施設】

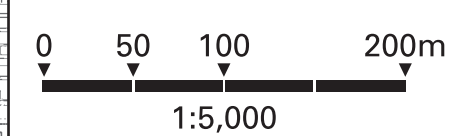
- 公共施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設

公園

市街地再開発予定区域

【バリアフリー化を図る経路】

- 1** 豊岡通り
- 2** フーガショッピングモール
- 3** 東西自由通路～東口駅前広場
- 4** 鶴見銀座
- 5** 鶴見東口駅前通り
- 6** 東口中央通り
- 7** 国道15号
- 8** 区役所通り
- 9** 東西自由通路
- 10** 総持寺こ線人道橋
- 11** 東口駅前広場
- 12** 西口駅前広場



5-2. 特定事業及びその他の事業

鶴見駅周辺地区のバリアフリー化の課題を踏まえ、前項で示した事業の基本的な考え方に基づき、本地区のバリアフリー化のための「特定事業」及び「その他の事業」を定める。

「特定事業」とは、旅客施設等に関する公共交通特定事業、道路に関する道路特定事業、信号機の設置等に関する交通安全特定事業に分けられる。また、これらの特定事業と合わせて実施すべき事業が「その他の事業」である。これらの事業を重点的かつ一体的に実施し、すべての人の円滑な移動を実現する。

鶴見駅周辺地区において実施する公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、その他の事業を次ページ以降に示す。

各事業者は、ここに示された事業内容を踏まえ、特定事業計画を作成し、交通バリアフリー法に基づく基本方針に定められている平成 22 年を目標に、事業の実施に取り組むものとする。また、事業の実施にあたっては、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

(1) 公共交通特定事業

① 東日本旅客鉄道株式会社

事業箇所	主な事業内容※ ¹	平成22年 を目標に 整備	今後機会を 捉えて整備 を検討※ ²	備 考
鶴見駅	・手すりを両側に設置。 ・手すりを踊り場部分も連続して設置。	○		
	・階段の段を識別しやすいように、色を改善。	○		
	・蹴込みの設置等、利用しやすい券売機を設置。		○	
	・トイレのサインを構内の主動線から見えるように設置。	○		
	・視覚障害者誘導用ブロックを、誘導すべき箇所を十分に考慮し改善。※ ³	○		
	・改札口とホームを結ぶエレベーターを設置。	○		
	・職員の教育訓練の充実。	○		

※1：公共交通特定事業の実施にあたっては、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」「同ガイドライン（追補版）」「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の内容をふまえ、整備に努めることとする。

※2：実施時期については国等の支援策や、技術開発の動向も踏まえて、大規模改築や施設の更新などの機会に検討する。（平成22年以降も含む。）

※3：視覚障害者誘導ブロックは、駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して、検討する必要がある。

② 京浜急行電鉄株式会社

事業箇所	主な事業内容※ ¹	平成22年 を目標に 整備	今後機会を 捉えて整備 を検討※ ²	備 考
京急鶴見駅	・視覚障害者誘導用ブロックを、誘導すべき箇所を十分に考慮し改善。※ ³	○		
	・ホーム及び改札口付近に運行情報を提供する可変式情報表示装置を設置。		○	
	・改札口と上り・下りホームを結ぶエレベーターを設置。	○		
	・改札口と駅出入口を結ぶエレベーターを設置。	○		
	・職員の教育訓練の充実。	○		

※1：公共交通特定事業の実施にあたっては、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン」「同ガイドライン（追補版）」「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の内容をふまえ、整備に努めることとする。

※2：実施時期については国等の支援策や、技術開発の動向も踏まえて、大規模改築や施設の更新などの機会に検討する。（平成22年以降も含む。）

※3：視覚障害者誘導ブロックの連続性と利用者の動線、床材の色等を考慮して、検討する必要がある。

③ 横浜市交通局

事業箇所	主な事業内容	平成22年 を目標に 整備	今後機会を 捉えて整備 を検討	備 考
鶴見駅西口バスターミナル	・バスターミナルの案内の改善。	○		
	・バスターミナルにベンチの増設。	○		歩行者の通行に支障とならないように検討する必要がある。

※川崎鶴見臨港バスの協力が必要である。

(2) 道路特定事業

① 国土交通省

事業箇所	主な事業内容※ ¹	平成22年 を目標に 整備	今後機会を 捉えて整備 を検討※ ²	備 考
経路7：国道15号	・歩道の勾配を改善。	○		
	・横断歩道接続部における視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置。	○		
	・車両乗り入れ部において歩行者等の通行部分を可能な限り2m以上確保。	○		
	・地下道について、車いすでも利用が可能な改善の実施。		○	

※1：道路特定事業の実施にあたっては、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の内容をふまえ、整備に努めることとする。

※2：整備については技術的な課題があり、今後機会を捉えて整備を検討するものとする。

※視覚障害者誘導用ブロックについては、視覚障害者の特性をふまえ、既設の敷設状況を確認し、交差点部分や歩道における誘導性・連続性等に充分留意しながら現在の敷設状況を改善することを最優先とする。また、「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」における連続敷設の内容を考慮するとともに、加えて歩行者交通量等の状況に応じて、適宜、追加敷設を検討するものとする。

※大きい交差点等、視覚障害者の方向定位が困難であると考えられる道路横断箇所については、道路管理者、交通管理者協議のもと、視覚障害者用道路横断帯（エスコートライン）の設置を検討する。

② 横浜市

事業箇所	主な事業内容※ ¹	平成22年 を目標に 整備	今後機会を 捉えて整備 を検討※ ²	備 考
経路1（豊岡通り）	・歩道の有効幅員を可能な限り2m以上確保。	○		商店街の現在の検討状況を踏まえ、事業化に向けた検討を行う。
	・車両乗り入れ部において歩行者等の通行部分を可能な限り2m以上確保。	○		
	・歩道の横断歩道接続部の勾配を改善するとともに、平坦部分を確保。	○		
経路2（フーガショッピングモール）	・視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置。	○		
	・舗装をすべりにくく平坦にするなど、歩きやすく改善。	○		
経路5（鶴見東口駅前通り）	・横断歩道接続部における歩道の勾配の改善と平坦部分の確保。	○		
	・視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置。	○		
	・横断歩道部等における歩車と車道との段差を2cmに改善。	○		
経路8（区役所前通り）	・歩道のブロック舗装の破損箇所を修繕。	○		
経路9（東西自由通路）	・西口エレベーターへの案内を分かりやすく改善。	○		
	・東口エレベーターへの案内標識を設置。	○		
	・勾配が厳しい箇所を改善。	○		

経路 12（西口駅前広場）	・視覚障害者誘導用ブロックを、駅と駅前広場の連続性を考慮して改善。	○		
	・ペDESTリアンデッキのスロープの勾配改善。	○		
	・エレベーターに接続するスロープの勾配の改善。	○		エレベーターがあるビル管理者の協力が必要

※1：道路特定事業の実施にあたっては、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の内容をふまえ、整備に努めることとする。

※2：整備については技術的な課題があり、今後機会を捉えて整備を検討するものとする。

※ 視覚障害者誘導用ブロックについては、視覚障害者の特性をふまえ、既設の敷設状況を確認し、交差点部分や歩道における誘導性・連続性等に充分留意しながら現在の敷設状況を改善することを最優先とする。また、「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」における連続敷設の内容を考慮するとともに、加えて歩行者交通量等の状況に応じて、適宜、追加敷設を検討するものとする。

※ 大きい交差点等、視覚障害者の方向定位が困難であると考えられる道路横断箇所については、道路管理者、交通管理者協議のもと、視覚障害者用道路横断帯（エスコートライン）の設置を検討する。

(3) 交通安全特定事業

① 神奈川県公安委員会

事業箇所	主な事業内容	平成 22 年を目標に 事業を実施	備 考
特定経路	<ul style="list-style-type: none">・音響式信号機等の設置。・標識・標示の視認性の確保。・違法駐車取締りを強化。・違法駐車防止に関する広報・啓発活動を実施。・交通規制の実施。	○	

(4) その他の事業

① 東口駅前再開発事業

整備箇所	整備内容	平成22年 を目標に 整備	今後機会を 捉えて整備 を検討	備 考
経路11（東口駅前広場）	・東口における案内（サイン）の整備。	○		重点整備地区全体の案内（サイン）についても考慮する。
	・タクシー乗り場の段差を解消。	○		
	・歩道の平坦部分を2m以上確保。	○		
	・視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置。	○		
	・JR鶴見駅と京急鶴見駅を結ぶペDESTリアンデッキの整備。		○	再開発事業の実施とは別に、駅舎や駅ビルの大規模改築の時期等に合わせて整備を検討する。

② 準特定経路の整備（横浜市）

準特定経路のうち、経路3については、現状では鶴見駅東口にエレベータ設置が困難であることから、東口駅前広場と東西自由通路を接続する唯一の経路であることを考慮し、下記の整備について、早期の事業化について検討を行う必要がある。

整備箇所	主な整備内容	備 考
経路3（東西自由通路～東口駅前広場）	・カラー舗装などにより歩行者の安全性を確保。	
	・エレベーターに対する、分かりやすい案内標識の設置。	

③ 国土交通省、横浜市

整備箇所	整備内容	平成22年 を目標に 整備	今後機会を 捉えて整備 を検討	備 考
重点整備地区全域	・違法駐輪対策の実施。	○		道路管理者、地元関係者等の協力の下で、推進

④ 地元商店街等

整備箇所	整備内容	平成22年 を目標に 整備	今後機会を 捉えて整備 を検討	備 考
重点整備地区全域	・はみ出し看板・商品の撤去。	○		

⑤ 横浜市

整備箇所	整備内容	平成22年 を目標に 整備	今後機会を 捉えて整備 を検討	備 考
重点整備地区全域	・サインの表記については、ローマ字表記の併記等、利用者にとって分かりやすい内容となるように努める。	○		

⑥ 横浜市

整備箇所	整備内容	平成 22 年 を目標に 整備	今後機会を 捉えて整備 を検討	備 考
重点整備地区全域	・啓発活動等を通じて、自転車の安全な走行を呼びかける。	○		事業者、市民の協力が必要である。

6. 基本構想策定後の事業推進にあたって

(1) 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施

- ・横浜市、事業者、市民は、「移動円滑化の促進に関する基本方針」において「移動円滑化を進めるに当たっては、高齢者、身体障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である」と規定されていることをふまえ、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動円滑化を推進するため、交通のバリアフリー化等の事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等を自粛するほか、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、協力するように努めることとする。

(2) 進捗状況および事業内容の広報

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広く広報するように努めることとする。

